

令和7年度資材単価調査及び公共事業労務費調査業務仕様書

第1条 適用範囲

本業務仕様書は、「令和7年度資材単価調査及び公共事業労務費調査業務（以下「本業務」という。）」の委託に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行に当たっては、契約書、本業務仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案)」（令和3年3月京都府）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第3条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる資材単価の調査及び公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、京都府内における公共事業等に従事した建設労働者へ支払われた賃金を、職種別に把握することを目的とする。

第4条 業務の内容、成果品等

本業務の内容、成果品の提出時期等については、別途定める「令和7年度資材単価調査特記仕様書」及び「令和7年度公共事業労務費調査（10月調査）特記仕様書」によるものとする。

第5条 業務計画書の提出

受託者は、本業務の実施にあたり業務概要等について、共通仕様書に定める業務計画書を契約締結後15日以内に作成し、発注者に提出しなければならない。

第6条 業務上の疑義

受託者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第7条 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第8条 調査員

- 受託者は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に通知するものとする。また、受託者は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。
- 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受託者に対してその変更を求めることができる。

第9条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受託者は、発注者と適宜打合せ・協議を行うものとし、その結果を書面にて発注者へ報告することとする。

第10条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

令和7年度資材単価調査特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「令和7年度資材単価調査業務（以下「本業務」という。）」の委託に適用する。

第2条 業務の内容

1 資材定期単価調査

①－1 一般資材定期単価調査

(1) 調査区分

ア 生コンクリート、アスファルト合材、骨材類

京都府管内を、下記の10地区に分類し、その区分された地域毎に資材単価の調査を行う。

イ その他資材

京都府管内を、北部・南部の2地区に分類し、その区分された地域毎に資材単価の調査を行う。

調査対象区分		
1	北 部	京丹後市
2		宮津市 与謝郡
3		舞鶴市
4		福知山市 綾部市
5	南 部	京都市北部(花背 大布施 広河原 久多) 旧北桑田郡域
6		船井郡(京丹波町 旧園部町 旧八木町 旧日吉町)
7		亀岡市
8		京都市(北部・旧北桑田郡除く) 長岡京市 向日市 乙訓郡
9		宇治市 城陽市 久世郡 八幡市 京田辺市 綴喜郡
10		木津川市 相楽郡

(2) 調査時期

調査は毎月行うこととする。

ただし、「(4) 調査対象項目」のうち「オ コンクリート二次製品」、「カ コンクリートL型擁壁」、「キ グレーティング蓋」、「ク 橋名板・橋歴板」については6月、10月及び2月のみ調査を行うこととする。

(3) 調査条件

地区毎の持ち込み価格とし、山間割増地区は除くものとする。

また、大口購入価格とし、協会等の協定単価ではなく、実勢取引価格とする。価格には消費税(10%)を含まないものとする。

(4) 調査対象項目

ア 生コンクリート (円／m³)

資材名		規格	備考
1	生コンクリート	30-18-25(20) 高炉	C=350, W/C≤55% W≤175 kg

イ アスファルト合材 (円／t)

資材名		規格	備考
1	改質アスファルト	改質II型	密粒度G (20)
2	改質アスファルト	改質II型	密粒度G (20) 夜間

ウ 骨材類 (円／m³)

資材名		規格
1	山土	盛土用 (設計C B R 6以上)
2	山砂	洗いなし山砂 (サンドクッション用) ※1
3	山砂	洗いなし山砂 (サンドクッション用) ※2
4	再生クラッシャラン	30~0mm ※3
5	再生粒度調整碎石	30~0mm ※3
6	割栗石	150~200mm ※3
7	雑割石	控35cm

注) 山土は盛土用の他、築堤用としても使用に耐え得るものである。

山砂については、スラグ砂、真砂土価格がある場合には、併記すること。

山土、山砂とも地山とする。土量変化率(L)は、1. 2とする。

※1) JIS A 1204 の試験方法に基づき網目 0.075mm のフリイ通過百分率が 10% 以下にとどまり、透水性にすぐれたもの

※2) JIS A 1204 の試験方法に基づき網目 0.075mm のフリイ通過百分率が 4% 以下にとどまり、透水性にすぐれたもの

※3) 調査対象区分は京都市北部のみとする

エ かごマット (円／m)

規格			備考
1	多段式 a, c タイプ	50cm×150cm	勾配 1:1.0~1:1.5
2	多段式 b タイプ	50cm×150cm	勾配 1:1.0~1:1.5

オ コンクリート二次製品 (円／個)

資材名		規格
1	歩車道境界ブロック	A種 両面R 標準 JIS A 5371
2	歩車道境界ブロック	A種 両面R 水抜き
3	歩車道境界ブロック	A種 両面R 斜型 一段落とし
4	ソケット付 U字溝	PU240 240×240×600
5	ソケット付 U字溝	PU300 300×300×600
6	ソケット付 U字溝	PU240 240×240×600 滑止め付
7	ソケット付 U字溝	PU300 300×300×600 滑止め付

- カ コンクリートL型擁壁（円/個）
3品目43規格（別表1参照）
- キ グレーチング蓋（円/枚 又は 円/組）
11品目169規格（別表2参照）
- ク 橋名板・橋歴板（円／枚）

資材名		規格等
1	橋名板	プロンズ製 150*300 t=15mm
2	〃	プロンズ製 150*400 t=15mm
3	〃	プロンズ製 150*510 t=15mm
4	〃	プロンズ製 150*630 t=16mm
5	橋歴板	プロンズ製 200*300 t=13mm

ケ セメント系固化材

資材名		規格
1	セメント系固化材	一般軟弱土用 フレコンパック
2	セメント系固化材	特殊土用 フレコンパック
3	セメント系固化材	高有機質土用 フレコンパック

(5) 成果の構成

ア 調査結果の概要

アスファルト、骨材、生コンクリート、コンクリート二次製品、グレーチング蓋、橋名板・橋歴板、セメント系固化材毎に調査結果の概要を、出荷量、需要、市中価格、材料価格、メーカー側の意向やその背景等について、簡潔にとりまとめること。

イ 調査結果

資材毎、地域毎にとりまとめること。

ウ 骨材類土場位置一覧表

骨材類土場の位置を、各地域毎に、「砂利」「砂」「山土」「山砂」「碎石類」「割栗石」「雑割石」で分類し一覧表にとりまとめること。

エ 再生資材プラント一覧表

再生資材のプラント名称、住所及び電話番号を一覧表にとりまとめること。

(6) その他

調査品目の詳細については、発注者と十分協議して実施するものとし、発注者の指示により資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。

また、上記調査対象項目が市販の物価資料（建設物価（一般財団法人建設物価調査会）及び積算資料（一般財団法人経済調査会））に掲載のある単価と重複がないか確認するとともに重複がある場合は、その旨を発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。

①－2 港湾関係等資材定期単価調査

(1) 調査区分

港湾関係資材については、別表3の対象地区のとおりとする。

砂防標識については、京都府管内における単価の調査を行う。

(2) 調査時期

6月とする。

(3) 調査条件

地区毎の持ち込み価格とし、山間割増地区は除くものとする。

また、港湾関係資材の中で、石材類及び生コンクリートについては、大口購入価格とし、協会等の協定単価ではなく、実勢取引価格とする。

価格には消費税（10%）を含まないものとする。

(4) 調査対象項目

ア 港湾関係資材

別表3の対象項目のとおりとする。

イ 砂防標識類及び砂防堰堤銘板（円／組）

資材名		規格等	
1	砂防指定地標識（別記様式第1号）	標識	アルミ製 900*700 厚 2mm
2	〃 （別記様式第2号）	標識	アルミ製 700*500 厚 2mm
3	砂防指定地標柱（別記様式第3号）	長 1000mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
4	〃 （別記様式第3号の2）	長 1500mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
5	〃 （別記様式第3号の2）	板	アルミ製 200*150 t=5mm
6	〃 （別記様式第4号）	円板	アルミ製 直径 450mm 厚 2mm
7	砂防設備標識（別記様式第5号）	標識	アルミ製 900*700 厚 2mm
8	地すべり防止区域標識（別記様式第8（その1））	標識	アルミ製 900*700 厚 2mm
9	〃 （別記様式第8（その2））	杭 1000mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
10	〃 （別記様式第8（その2））	杭 1500mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
11	〃 （別記様式第8（その2の2））	板	アルミ製 200*150 厚 5mm
12	急傾斜地崩壊危険区域標識（別記様式第2（その1））	標識	アルミ製 900*700 厚 2mm
13	〃 （別記様式第2（その2））	杭 1000mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
14	〃 （別記様式第2（その2））	杭 1500mm	アルミ製 100*100 厚 3mm
15	〃 （別記様式第2（その2の2））	板	アルミ製 200*150 厚 5mm
16	砂防堰堤銘板	御影石（黒）	600*450 厚 40mm
17	渓流保全工銘板	御影石（黒）	250*200 厚 40mm
18	堰曆板	鋳物用銅合金地金	300*200 厚 13mm

(5) 成果の構成

ア 調査結果の概要

調査結果の概要について、出荷量、需要、市中価格、材料価格、メーカー側の意向やその背景等を簡潔にとりまとめること。

イ 調査結果

資材毎（港湾関係資材は地域毎）にとりまとめること。

(6) その他

調査品目の詳細については、発注者と十分協議して実施するものとし、発注者の指示により資料の提出を求められた場合には、可能な協力しなければならない。

また、上記調査対象項目が市販の物価資料（建設物価（一般財団法人建設物価調査会）及び積算資料（一般財団法人経済調査会））に掲載のある単価と重複がないか確認するとともに重複がある場合は、その旨を発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 特別単価調査

(1) 調査区分

調査区分については、下表を適用する。

特別単価調査区分表（1調査1～10規格まで）

A	図面等が必要なく広く市中に流通している資材であり、「物価資料」掲載品目に準ずる標準品
B	図面等は必要ないが当該地区での実地調査が不可欠で、単純な聴取り調査では速やかに調査結果が得られない資材
C	図面等が不可欠な資材であり、類似品の市場情報を必要とし単純な聴取り調査では速やかに結果が得られない資材
D	図面等が不可欠な資材であり、特別な資材等

調査区分については、調査依頼時毎に発注者と受注者の協議により決定する。
調査対象資材、納入地区は、調査依頼毎に指定する。

(2) 調査時期

調査依頼毎に発注者より指示するものとする。

(3) 調査対象業務

本対象業務については、次のとおりとする。

B区分 20項目

C区分 120項目

なお、項目数については、調査の実施状況に基づき設計変更の対象とする。

(4) 調査条件

調査依頼毎に別途指示する条件によるものとする。

(5) 成果の構成

調査依頼物件毎、資材毎、規格毎にとりまとめるものとする。

なお、報告様式については、別添のとおりとする。

(6) その他

調査品目の詳細については、発注者と十分協議して実施するものとし、発注者の指示により資料の提出を求められた場合には、可能な限り協力しなければならない。

また、調査対象項目が市販の物価資料（建設物価（一般財団法人建設物価調査会）及び積算資料（一般財団法人経済調査会））に掲載のある単価と重複がないか確認するとともに重複がある場合は、その旨を発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は、発注者と適宜打合せ・協議を行うものとし、その結果を書面にて発注者へ報告することとする。

第4条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査報告書	・・・・・・・・・・・・	2部
(業務計画書、調査報告書等)		
同電子データ	・・・・・・・・・・・・	1部

第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、京都府建設交通部指導検査課とする。

第6条 成果品の提出時期

本業務成果品の提出時期は、次のとおりとする。

1－1 一般資材定期単価調査	各調査月の月末限り
1－2 港湾関係等資材定期単価調査	令和7年 6月30日限り
2 特別単価調査	調査依頼日から原則1箇月

第7条 成果品の使用について

提出を受けた成果品の使用については、次のとおりとする。

1－1 単価資料として製本・印刷し、京都府内関係部局及び市町村に配布する。
ただし、公表対象とはしない。
1－2 京都府土木工事設計積算システムに単価登録し、使用する。

L型擁壁について(3品目、43規格)

〈別表1〉

No.	規格・仕様			標準規格(mm)				参考重量 (kg)	
				擁壁高	×	底版長	×		
1	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	500	×	700	×	2000	410
2	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	600	×	700	×	2000	450
3	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	700	×	700	×	2000	480
4	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	800	×	750	×	2000	540
5	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	900	×	800	×	2000	590
6	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1000	×	850	×	2000	640
7	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1100	×	950	×	2000	820
8	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1200	×	1000	×	2000	880
9	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1250	×	1000	×	2000	1000
10	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1300	×	1050	×	2000	1050
11	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1400	×	1100	×	2000	1120
12	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1500	×	1150	×	2000	1190
13	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1600	×	1250	×	2000	1520
14	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1700	×	1300	×	2000	1660
15	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1750	×	1300	×	2000	1690
16	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1800	×	1350	×	2000	1810
17	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	1900	×	1400	×	2000	1900
18	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土／埋戻土砂質土	車道用	2000	×	1450	×	2000	1990
19	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	500	×	750	×	2000	420
20	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	600	×	800	×	2000	470
21	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	700	×	850	×	2000	520
22	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	800	×	900	×	2000	570
23	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	900	×	950	×	2000	620
24	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1000	×	1000	×	2000	680
25	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1100	×	1050	×	2000	850
26	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1200	×	1100	×	2000	910
27	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1250	×	1150	×	2000	1050
28	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1300	×	1150	×	2000	1080
29	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1400	×	1200	×	2000	1150
30	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1500	×	1250	×	2000	1220
31	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1600	×	1300	×	2000	1540
32	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1700	×	1350	×	2000	1680
33	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1750	×	1400	×	2000	1740
34	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1800	×	1400	×	2000	1830
35	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	1900	×	1450	×	2000	1920
36	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤粘性土／埋戻土砂質土	車道用	2000	×	1500	×	2000	2010
37	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	2250	×	1600	×	2000	2360
38	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	2500	×	1750	×	2000	2790
39	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	2750	×	1900	×	2000	3250
40	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	3000	×	2090	×	2000	4060
41	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	3500	×	2350	×	2000	5130
42	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	4000	×	2650	×	2000	6130
43	10kN/m ² [1.0tf/m ²] (試行くさび法)	基礎地盤砂質土・粘性土／埋戻土砂質土	車道用	5000	×	3250	×	2000	8680

グレーチングについて(24品目337規格)

別表2

グレーチングについて(24品目337規格)

別表2

<別表3>

調査品目及び調査対象地区等一覧表(石材以外)

(単位:円/m³)

生コン規格(高炉セメント)	水セメント比(W/C)	調査地区			備考
		舞鶴	宮津	京丹後市(峰山)	
24 — 12 — 20 (25)	55%以下	○	○	○	
24 — 12 — 40	"	○	○	○	
18 — 12 — 20 (25)	60%以下	○	○	○	
18 — 12 — 40	"	○	○	○	
18 — 15 — 20 (25)	"	○	○	○	
18 — 15 — 40	"	○	○	○	
21 — 12 — 20 (25)	"	○	○	○	
24 — 10 — 20 (25)	55%以下	○	○	○	
24 — 12 — 20 (25)	60%以下	○	○	○	
24 — 12 — 40	"	○	○	○	
24 — 12 — 20 (25)	65%以下	○	○	○	
24 — 12 — 40	"	○	○	○	
21 — 8 — 40	"	○	○	○	
21 — 12 — 40	"	○	○	○	
18 — 12 — 40	"	○	○	○	
18 — 8 — 40	"	○	○	○	
18 — 8 — 20 (25)	"	○	○	○	
曲4.5 — 2.5 — 20 (25)		○	○	○	

(単位:円/m³)

水中コンクリート規格	調査地区			備考
	舞鶴	宮津	京丹後市(峰山)	
高炉セメントB種 セメント重量 370kg/m ³ 以上 水セメント比 50%以下 骨材最大寸法 25mm以下	○	○	○	
高炉セメントB種 セメント重量 370kg/m ³ 以上 水セメント比 50%以下 骨材最大寸法 40mm以下	○	○	○	

(単位:円/基)

係船柱の規格	対象船舶 3トン用	備考
型式:港湾型	直柱	○
	曲柱	○

(単位:円/基)

係船環の規格	材質 ステンレス	備考
寸法:25×200×1000	○	

※地方港湾久美浜港は調査地区の京丹後市(峰山)に含む

品目	種類	規格数
L型擁壁	ロードウォールLR-1同等品	18
	ロードウォールLR-2同等品	18
	LR-1,LR-2共通同等品	7
計		43

※H2250～H5000のロードウォールL-1、L-2は共通仕様。

令和7年度公共事業労務費調査（10月調査）特記仕様書

第1条 適用範囲

本業務仕様書は、「令和7年度公共事業労務費調査（10月調査）業務（以下「本業務」という。）」の委託に適用する。

なお、調査方法等に変更が生じた場合は別途協議によるものとして、設計変更の対象とする。

第2条 業務の内容

1. 用語の説明

- ・『公共事業労務費調査』とは、公共工事設計労務単価を算出するために、公共工事に従事する労働者の賃金の支払い実態の調査である。
- ・『調査対象企業』とは、調査対象工事の元請け企業及び下請け企業のうち 10 月に公共事業に従事した労働者（38 職種の場合は 9 月及び 10 月に公共事業に従事した労働者）が所属している企業である。
- ・『有効標本』とは、調査表の記入内容に不備が無く、就業規則・賃金台帳等の資料の提示があり、公共工事設計労務単価の設定に用いることができる標本をいう。
- ・『一次審査』とは、審査会場で調査対象企業から提示された資料により、調査票等に正しく記入・作成されているかの確認を企業ごとに聞き取りをする審査である。
- ・『二次審査』とは、公共事業労務費調査等近畿地方連絡協議会（以下、「近畿協議会」という。）の構成機関が行った一次審査の結果について近畿協議会が行う審査である。
- ・『10月調査』とは、10 月に公共事業に従事した労働者の賃金について調査するものである。調査対象職種は 51 職種を対象とする。ただし、38 職種については 9 月に公共事業に従事した賃金についても対象とする場合がある。
- ・『交通誘導警備員一括調査』とは、調査の対象となる工事が複数あり、交通誘導警備員 A（B）を雇用している警備会社のみを対象に実施するものである。なお、公共事業労務費調査と別日程で行う。
- ・『関係法令等』とは、主に賃金台帳の調製（労働基準法第 108 条及び労働基準法施行規則 54 条）と就業規則等（労働基準法第 89 条、90 条、労働基準法第 15 条及び労働基準法施行規則第 5 条）の作成等や年金制度等の関係法令等をさすものである。
- ・『配置技術員』とは、二次審査会場等において近畿協議会への調査内容の説明等を行う技術者をいう。

2. 計画準備

1) 調査対象工事

調査対象工事について 50 件とするが、近畿地方連絡協議会からの選定工事数に従い設計変更の対象とする。また、受注者が行う第 1 次審査及び近畿地方連絡

協議会が行う第2次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった場合でも、契約対象件数に含むものとする。

2) 事前準備

適切に一次審査が行えるように調査対象工事の工種、下請け者数等を勘案し一次審査日程を作成する。一次審査の日程は調査職員と協議するものとし、一次審査日程は調査職員の承諾を得るものとする。（11月上旬から下旬を予定）

また、一次審査日程を変更する場合は速やかに調査職員に報告し、承諾を得るものとする。

なお、一次審査を行う配置技術員は、調査の主旨、関係法令、実施方法等の充分な知識を与え、業務が速やかに行えるように事前準備を徹底すること。特に、正確な一次審査を実施するために必要な調査票の記載規則や関係法令等について十分理解すること。

3) 調査対象工事受注者への一次審査案内資料等の発送

調査対象工事受注者へ一次審査の提出資料等の案内資料をメール等で送付する。

4) 調査対象企業から問合せ対応

調査対象企業からの調査票記入方法、一次審査内容等の問合せに対して電話等にて対応するものとする。なお、発注者が調査対象工事の元請け企業へ労務費調査を依頼した時点から一次審査終了までの期間（土日及び祝日除く）に対応できる体制をとるものとする。対応期間、対応時間は調査職員と協議する。

3. 一次審査

1) 一次審査（書面）

「公共事業労務費調査の手引き」及び調査職員が貸与する資料等に基づき、工事現場での作業内容等について質問及び調査対象企業から送付された資料（就業規則、賃金台帳等）により、調査票等（「賃金調査票」、「各種手当内訳票」、「臨時の給与年計票」及び「補足調査票」）に正しく記入、作成されているかの確認等を以下の項目のとおり調査対象企業ごとに聞き取りし、有効・無効の判断を行う。

- ・調査対象労働者の労務内容を作業日報、ヒアリング等により適切な職種確認（必要に応じて資格・免許の確認を行う）
- ・調査対象の51職種以外の労働者及び調査対象の賃金計算期間に調査対象工事に全く従事しなかった労働者が含まれていないかの確認
- ・調査票への記入事項（一般事項、労働日数・時間に関する事項、賃金（基本日額、基本給・出来高給、手当の額、臨時の給与、実物給与、法定福利費控除額）に関する事項）の記入の誤りの有無の確認及びそれらの誤りの訂正等

なお、調査対象企業の聞き取り後、調査票の有効・無効の判断及び棄却理由の判別を行い調査票にボールペンで明記する。

対象企業から送付された書類に不明瞭な部分が有る場合は、調査対象企業へ確認に必要は資料を電話・ファックス・郵送等により後日提出するよう依頼し、不明瞭な部分の確認を行う。

2) 再確認

一次審査後、二次審査開始までに調査内容に不備、間違い等がないか再確認を行う。再確認し不明瞭な部分があった場合は調査対象企業へ不明瞭な部分の確認を行う。確認は電話・ファックス・郵送等により行い、必要に応じて調査対象企業へ訪問を行うものとする。

4. 審査結果のとりまとめ

調査票の整理を行い電子データの入力を行う。調査結果を指定する様式に入力する。

また、一次審査結果について、有効・無効別に集計し、無効標本については無効事由別に集計し、その結果をとりまとめ、集計表を作成するものとする。

なお、調査票原本（紙資料）1部及びその項目を入力した電子データ（テキスト固定長データ形式240桁程度）1部を、近畿地方連絡協議会（国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課）に提出するものとする。

第3条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は、発注者と適宜打合せ・協議を行うものとし、その結果を書面にて発注者へ報告することとする。

第4条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査報告書 ······ 2部

(業務計画書、一次審査及び集計表等)

同電子データ ······ 1部

なお、近畿地方連絡協議会（国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課）に提出した調査票については、電子データのみ提出するものとする。

第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、京都府建設交通部指導検査課とする。

第6条 成果品の提出時期

本業務成果品の提出時期は、令和8年3月31日限りとするが、近畿地方連絡協議会に提出した電子データについては、原則令和8年1月31日までに提出するものとする。